

(有) 藤田調理士・配せん人紹介所

厚生労働大臣許可 (37-ユ-010010)

目次

Contents

1	調理士紹介所とは？	1
2	紹介所と派遣の違い	2
3	調理士・職人紹介までの流れ	3
4	明瞭な料金システム	4
5	会社概要	5

一言で言えば調理師専門の職業安定所（ハローワーク）のようなものです。

料亭・割烹店・飲食店・仕出し・旅館・ホテルなど、さまざまな業態の皆様のご希望に沿った職人を、御社に合った契約方法で全国の職場へ紹介しております。

また求人者・求職者の方双方に、より良い職場をご紹介できるよう最大限配慮しております。

「(有)藤田調理士・配ぜん人紹介所」は、和食全般の調理師紹介所です。

ですから、安心そして安定した職人をご提供できます。

利用する メリットとは？

- ✓ 効率的に求人を行うことができ、求人広告費や人事担当の費用・労力などが削減できる
- ✓ 希望に沿った労働者を確保できる



こんな経験 ありませんか？

- ✓ 突然職人さんが辞めてしまった…
- ✓ 職場でトラブル発生！替りの職人さん急募！



Telephone

電話によるお問い合わせ

☎ 087-858-5181

Fax

Faxによるお問い合わせ

📠 087-858-7180

オーナー様へ

まずはご相談ください。

ご相談料は無料です。



「藤田調理士・配ぜん人紹介所」紹介システム 4つのポイント

1. 安心して利用しやすい雇用形態

雇用形態は、本採用または長期・臨時雇用となっております。

2. ご希望に副った人材探し

しっかりとお話をお伺いいたします。

3. 明瞭な料金システム

高すぎる料金は一切行っておりません。

4. 御社にあった色々な契約方法

派遣とは？

一般的な派遣

派遣とは、「派遣元事業主（派遣会社）が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させること」をいいます。

派遣労働者と派遣元事業主との間に雇用関係が、派遣労働者と派遣先との間には指揮命令関係だけがあります。

一般的な派遣は、雇い主である派遣会社（派遣元）と、実際に就業する会社（派遣先）が別になります。

給料を支払うのは、派遣会社（派遣元）です。

「藤田調理士・配ぜん人紹介所」は、違います！

職業紹介所とは？

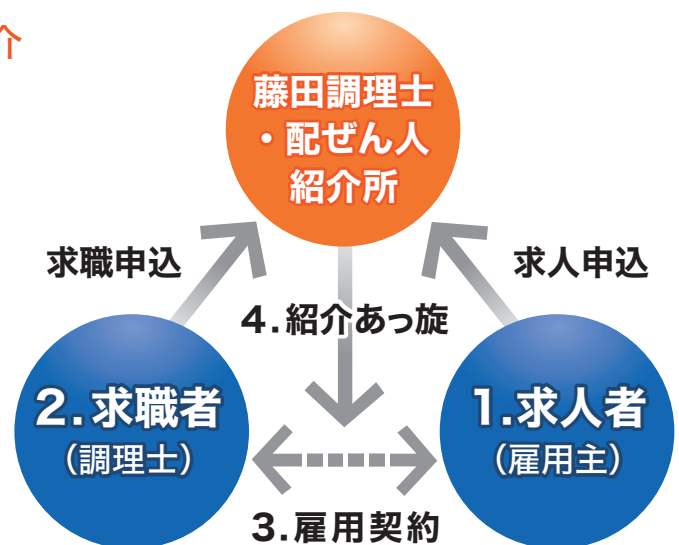
「藤田調理士・配ぜん人紹介所」の職業紹介

職業紹介とは、職業安定法第4条において、

「(1) 求人及び、(2) 求職の申込みを受け求人と求職者との間における、(3) 雇用関係の成立を、(4) あっ旋すること。」

と定義されています。

この定義でいう用語の意味は次のとおりです。



- (1) 求人 報酬を支払って自己のために他人の労働力の提供を求めること。
- (2) 求職 報酬を得るために自己の労働力を提供して職業に就こうとすること。
- (3) 雇用関係 報酬を支払って労働力を利用する使用者と、労働力を提供する労働者との間に生じる使用・従属の法律関係をいいます。
- (4) 紹介あっ旋 求人者と求職者との間をとりもって、雇用関係の成立が円滑に行われるように第三者として世話をすること。

01 communication ご連絡

まずは、ご連絡ください。
お電話にて求人依頼書の内容をお伺いいたします。



02 talks お話し合い

ご希望に沿った調理師・職人をお探しするために
オーナー様が納得いかれるまで、お話し合いをします。



03 craftsman introduction 職人ご紹介

履歴書をお持ちさせていただき、面接していただく
かどうかのご判断をしていただきます。



04 interview 面接

合否について紹介所を通して報告させていただきます。

05 contract ご契約

オーナー様との了解がとれたら職人とご契約が成立となります。



06 introduction completion 紹介完了

「藤田調理士・配ぜん人紹介所」は、アフターケア・
アフターフォローをしっかり行っていきますので、
ご安心ください。職場で、何か不具合なことがござ
いましたら、お気軽にご相談下さい。

① 事務手数料（法定 650 円）

求人者の申し込み受付後、1 件につき 650 円を申し受けます。

② 紹介手数料（成功報酬）（法定）

紹介した調理士の雇用契約が成立した場合、求人者から以下の法定手数料を申し受けます。

長期（正社員）

就職が決定した場合は、支払われた月額賃金の 10.2% を、6 ヶ月間を限度として申し受けます。6 ヶ月を越えた雇用についての手数は不要となります。但し 6 ヶ月未満に退職した場合は協議の上、長期臨時扱いになります。

（例）総支給額 20 万円の人の場合

求人受付手数料 650 円

紹介手数料 $200,000 \text{ 円} \times 10.2\% \times 6 \text{ ヶ月} = 122,400 \text{ 円}$

税込合計金額 123,050 円

臨時

雇用期間に支払われた賃金総額の 10.2% を申し受けます。
日当は、実費で直接調理師・職人にお支払い下さい。

（例）日給額 15,000 円の人の場合

求人受付手数料 650 円

紹介手数料 $15,000 \text{ 円} \times 10.2\% = 1530 \text{ 円}$

税込合計金額 2,180 円

長期臨時

協議の上、雇用期間・賃金を定め手数料を申し受けます。

※ 長期雇用とは …？

正社員として採用し、賃金は月額制。見習いから料理長まで、ご要望にふさわしい人材をご紹介します。

※ 臨時雇用とは …？

1 日単位、1 ヶ月未満の雇用で賃金は日給制。催事やイベントがあって人手が足りない、または調理師の急病など突然の事態にも迅速に対応いたします。（日給については適宜ご相談に対応いたします。）

※ 長期臨時とは …？

臨時雇用と同様、長期に渡って人手が足りない時の 1 ヶ月以上の本採用ではない雇用。

社名	(有) 藤田調理士・配ぜん人紹介所	
所在地	〒761-8082 香川県高松市鹿角 27-15-604	
代表取締役	藤田 和英	
設立	昭和 48 年	
資本金	982 万円	
従業員	5 名	
	※調理師（会員） 200 名	
	※コンパニオン（登録） 100 名	
取引先	香川県一円のホテル・料亭・割烹・レストラン・仕出し・ゴルフ場・介護施設	
会社経歴	昭和 48 年	日本調理師協会 香川県料理研究会 発足
	昭和 53 年	有料職業紹介所として 厚生労働大臣許可 (有) 藤田調理士・配ぜん人紹介所 設立
	昭和 53 年	有限会社 (有) 藤田調理士・配ぜん人紹介所 設立 厚生労働大臣許可 番号 37-ユ-010010

MAP



厚生労働大臣許可 (37-ユ-010010)

(有) 藤田調理士・配ぜん人紹介所

代表取締役 藤田和英

〒761-8082 香川県高松市鹿角 27-15-604

電話によるお問い合わせ

☎ 087-858-5181

Faxによるお問い合わせ

📠 087-858-7180